

# 千葉市新清掃工場建設及び運営事業

## 要求水準書 運営・維持管理業務編

平成 30 年 4 月

千 葉 市



**千葉県新清掃工場建設及び運営事業 要求水準書**  
**運営・維持管理業務編**  
**目 次**

第1章 総則 .....	1
第1節 事業概要 .....	2
第2節 計画主要目 .....	5
第3節 一般事項 .....	6
第4節 運営・維持管理業務条件 .....	12
第2章 運営・維持管理体制 .....	14
第1節 業務実施体制 .....	14
第2節 有資格者の配置 .....	14
第3節 試運転への配置 .....	14
第4節 連絡体制 .....	15
第3章 運転管理業務 .....	16
第1節 本施設の運転管理 .....	16
第2節 運転管理マニュアルの作成 .....	16
第3節 運転計画の作成 .....	16
第4節 運転管理記録の作成 .....	16
第5節 受付・計量業務 .....	16
第6節 搬入管理 .....	17
第7節 適正処理・適正運転 .....	18
第8節 運転管理体制 .....	18
第9節 用役の管理 .....	18
第10節 副生成物の処理等 .....	18
第4章 維持管理業務 .....	21
第1節 本施設の維持管理業務 .....	21
第2節 維持管理マニュアルの作成 .....	21
第3節 保守管理 .....	21
第4節 修繕 .....	22
第5節 保全 .....	23
第6節 清掃 .....	24
第7節 精密機能検査 .....	24
第8節 長寿命化総合計画の作成及び実施 .....	24
第5章 測定管理業務 .....	26
第1節 本施設の測定管理業務 .....	26
第2節 測定管理マニュアルの作成 .....	26
第3節 測定管理の実施 .....	26
第4節 排ガスが公害防止基準を超過した場合の対応 .....	29
第6章 防災等管理業務 .....	30

第1節	本施設の防災等管理業務	30
第2節	防火・防災マニュアル（緊急時対応マニュアル）の作成	30
第3節	防火・防災管理体制の整備	30
第4節	防火・防災訓練の実施	30
第5節	二次災害の防止	30
第6節	事故報告書の作成	30
第7章	関連業務	31
第1節	関連業務	31
第2節	関連業務実施マニュアルの作成	31
第3節	関連業務の実施	31
第4節	植栽管理	31
第5節	施設警備・防犯	31
第6節	見学者対応	31
第7節	周辺住民対応	32
第8節	余熱利用	32
第8章	情報管理業務	33
第1節	本施設の情報管理業務	33
第2節	施設情報管理	33
第3節	業務完了報告	33
第4節	その他管理記録報告	33

## 用語の定義

千葉市新清掃工場建設及び運営事業 要求水準書運営・維持管理業務編（以下「本要求水準書」という。）において使用する用語の定義は次のとおりである。

運営・維持管理業務	本事業のうち、本施設の運営・維持管理に係る業務をいう。
運営事業者	民間事業者の選定後、構成員が出資を行い設立する特別目的会社で、本施設の運営・維持管理業務を行うもの（特別目的会社）をいう。
応募者	設計・建設業務及び運営・維持管理業務の参加を希望する単独企業又は複数の企業で構成する企業グループをいう。
建設事業者	本事業において、本施設の設計・建設業務を担当するもので、単独企業又は共同企業体をいう。
建築物等	本施設のうち、プラントを除く設備及び建築物等を総称していう。
工場棟	本施設のうち、プラントなどを備えた建物をいう。
処理不適物	他所灰前処理装置で燃焼熔融処理に適さないものとして選別除去したものをいう。
設計・建設業務	本事業のうち、本施設の設計・建設に係る業務をいう。
他所灰	他工場のストーカ方式から排出される焼却主灰をいう。
排出禁止物	危険物や家電リサイクル法該当品目、パソコン及びオートバイ等の本市が収集或いは処理しないごみを総称していう。
プラント	本施設で処理対象物を燃焼熔融処理するために必要なすべての機械設備・電気設備・計装制御設備等を総称していう。
本市	千葉市をいう。
本事業	千葉市新清掃工場建設及び運営事業をいう。
本施設	本事業において、民間事業者が設計・建設するエネルギー回収型廃棄物処理施設をいい、プラント及び建築物等を総称していう。
民間事業者	本市と事業契約を締結し、本事業を実施するものをいう。
要求水準書	要求水準書設計・建設業務編、要求水準書運営・維持管理業務編及び要求水準書添付資料を総称していう。
要求水準書 運営・維持管理業務編	本事業における運営・維持管理業務に係る要求水準書をいう。
要求水準書 設計・建設業務編	本事業における設計・建設業務に係る要求水準書をいう。
要求水準書 添付資料	本事業における要求水準書添付資料をいう。

様式集	本事業における様式集をいう。
落札者	本事業を実施する者として選定された応募者であり、本事業を実施する者をいう。
落札者決定基準書	本事業における落札者決定基準書をいう。

## 第1章 総則

本要求水準書は、本市が発注する本事業の運営・維持管理業務に適用する。

## 第1節 事業概要

### 1 事業の目的

本事業は、民間事業者の経営能力及び技術的能力を活用することにより、効率的かつ効果的に行うことで、市の財政負担の縮減と公共サービスの向上を図り、3 清掃工場体制から 3 用地 2 清掃工場運用体制で安定的かつ循環型・低炭素社会に寄与したごみ処理システムの確立を目的とする。

### 2 基本事項

- (1) 事業名  
千葉市新清掃工場建設及び運営事業
- (2) 委託業務名  
千葉市新清掃工場運営業務委託
- (3) 建設の対象となる公共施設などの種類  
一般廃棄物処理施設
- (4) 公共施設などの管理者  
千葉市長 熊谷俊人

### 3 本業務対象施設の概要

表 1.1 本施設の概要

項 目	概 要
事業実施場所	千葉市若葉区北谷津町 347
事業実施区域	同上
民間事業者の 業務及び期間	設計・建設業務 : 事業契約締結日から平成 38 年 3 月まで 運営・維持管理業務 : 平成 38 年 4 月から平成 58 年 3 月まで
主要な施設	ア 配置施設 ・工場棟、管理棟（工場棟と合棟とする）、計量棟、スラグストックヤード、オーバーホール用等倉庫 イ 付帯施設若しくは付帯設備 ・構内道路、駐車場、洗車場、門扉、囲障、植栽等その他関連する施設や設備等
処 理 方 式	シャフト炉式ガス化溶解方式又は流動床式ガス化溶解方式
処 理 対 象 物	①可燃ごみ（破碎可燃残渣含む） ②破碎不燃残渣 ③他所灰 ④災害廃棄物
供 用 開 始	平成 38 年 4 月
施 設 規 模	585 t / 24 h（195 t / 24 h × 3 炉）
エ ネ ル ギ ー 回 収 率	循環型社会形成推進交付金制度におけるエネルギー回収型廃棄物処理施設の交付要綱に従い 21.5%以上とする。



#### **4 業務期間**

業務期間は以下のとおりである。ただし、運営事業者は本市が本施設を本施設供用開始後約30年間使用する計画であることを前提として運営・維持管理業務を行うものとする。

業務期間：平成38年4月から平成58年3月まで

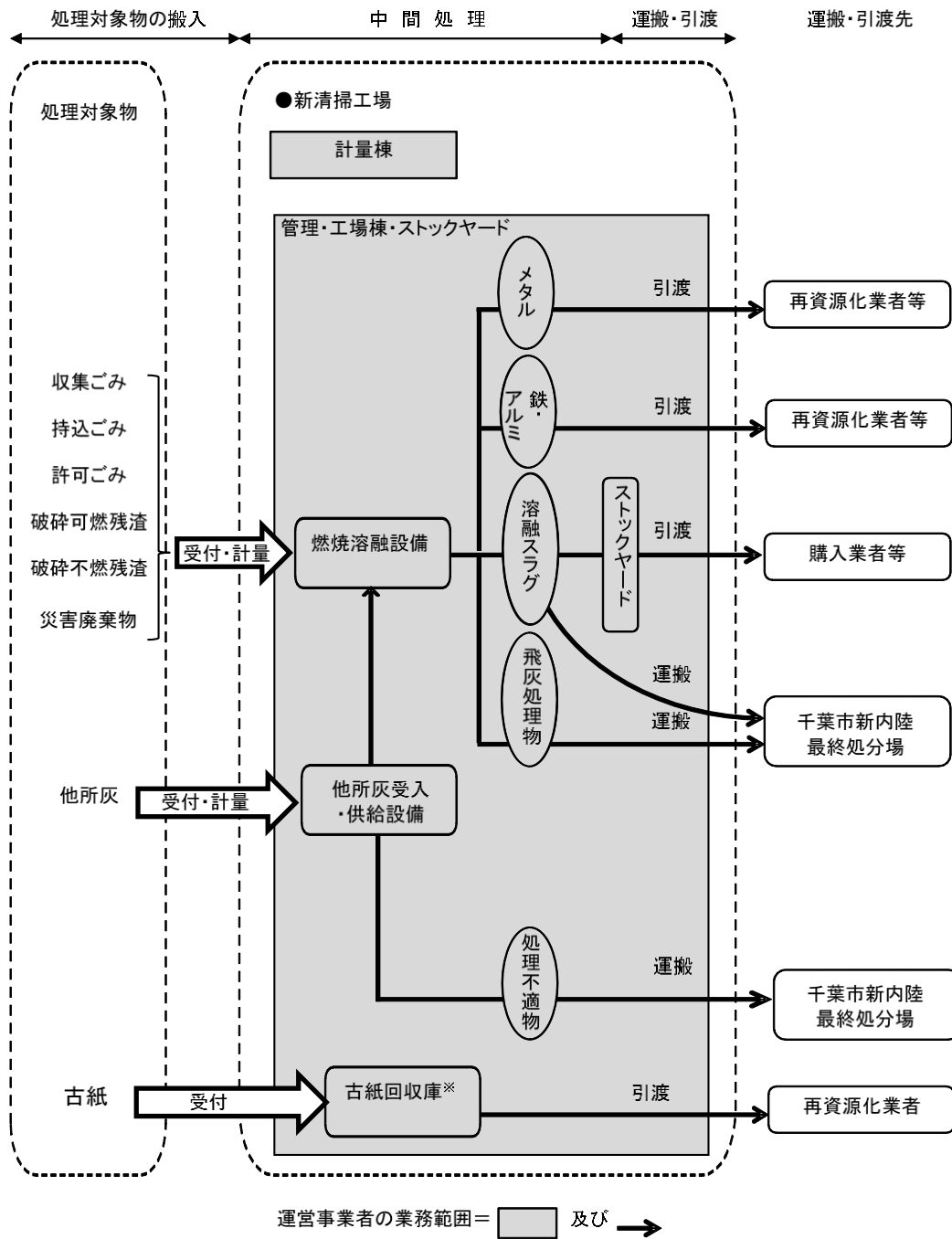
#### **5 業務実施区域**

本施設対象区域

#### **6 運営事業者の業務範囲**

運営事業者の業務範囲は、本施設に関する以下の業務とする。

- (1) 運転管理業務
- (2) 維持管理業務
- (3) 測定管理業務
- (4) 防災等管理業務
- (5) 関連業務
- (6) 情報管理業務



※古紙回収庫については、本市が設置する。

図 1.1 運営事業者の業務範囲<施設部分>

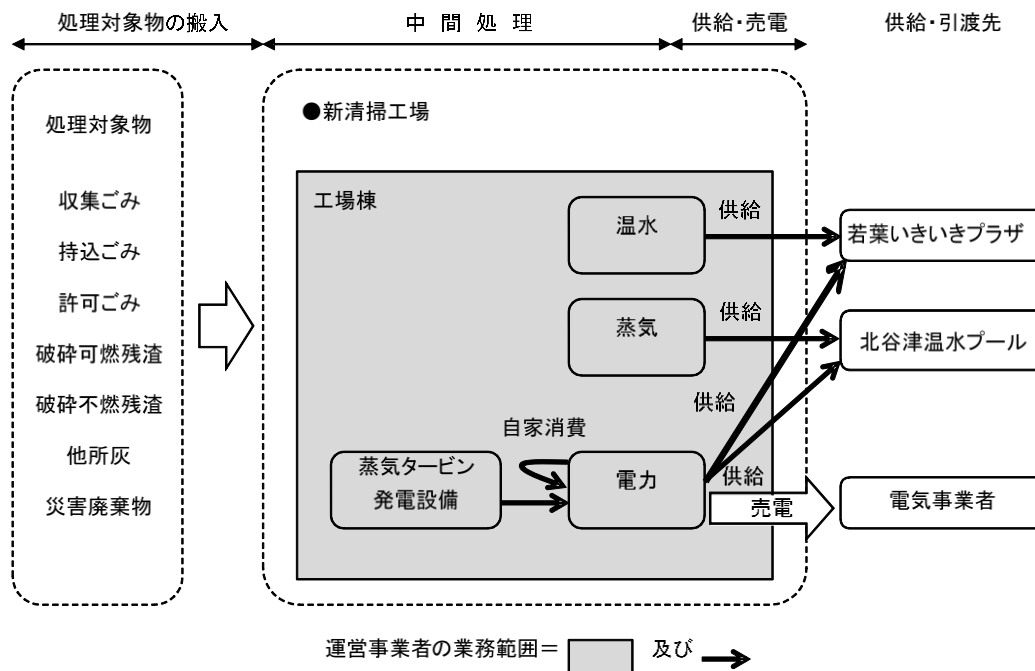


図 1.2 運営事業者の業務範囲<エネルギー供給部分>

## 第 2 節 計画主要目

### 1 処理能力

設計・建設業務編 「第 1 章 第 2 節 1. 処理能力」参照

### 2 炉数

設計・建設業務編 「第 1 章 第 2 節 2. 炉数」参照

### 3 炉型式

設計・建設業務編 「第 1 章 第 2 節 3. 炉型式」参照

### 4 燃焼ガス冷却方式

設計・建設業務編 「第 1 章 第 2 節 4. 燃焼ガス冷却方式」参照

### 5 搬出入車両

設計・建設業務編 「第 1 章 第 2 節 5. 搬出入車両」参照

### 6 稼働時間

設計・建設業務編 「第 1 章 第 2 節 6. 稼働時間」参照

## 7 主要設備方式

設計・建設業務編 「第1章 第2節 7. 主要設備方式」参照

## 8 焼却条件

設計・建設業務編 「第1章 第2節 8. 焼却条件」参照

## 9 公害防止基準

設計・建設業務編 「第1章 第2節 9. 公害防止基準」参照

## 10 環境保全

設計・建設業務編 「第1章 第2節 10. 環境保全」参照

## 11 運転管理

設計・建設業務編 「第1章 第2節 11. 運転管理」参照

## 12 安全衛生管理

設計・建設業務編 「第1章 第2節 12. 安全衛生管理」参照

## 13 敷地周辺状況

設計・建設業務編 「第1章 第1節 8. 立地条件」参照

## 14 本施設の要求性能

本要求水準書に示す施設の要求性能とは、要求水準書及び事業提案書が定める、本施設が備えているべき性能及び機能をいう。

### 第3節 一般事項

#### 1 本要求水準書の遵守

運営事業者は、本要求水準書に記載される要件について、本業務期間中遵守すること。

#### 2 関係法令等の遵守

運営事業者は、本業務期間中、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「労働安全衛生法」等の関係法令及び関連する基準、規格等を遵守すること。

##### ■関係法令の例示

- 1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 2) ごみ処理施設性能指針

- 3) 都市計画法
- 4) 循環型社会形成推進基本法
- 5) 環境基本法
- 6) 大気汚染防止法
- 7) 水質汚濁防止法
- 8) 騒音規制法
- 9) 振動規制法
- 10) 悪臭防止法
- 11) 建築基準法
- 12) 土壌汚染対策法
- 13) ダイオキシン類対策特別措置法
- 14) 千葉県環境保全条例
- 15) 千葉県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則
- 16) 千葉県下水道条例
- 17) 千葉県環境保全条例
- 18) 水道法
- 19) 下水道法
- 20) ガス事業法
- 21) 電気事業法
- 22) 消防法
- 23) 航空法
- 24) 河川法
- 25) 砂防法
- 26) 文化財保護法
- 27) 電波法
- 28) 建設業法
- 29) 道路法
- 30) 計量法
- 31) 労働基準法
- 32) 労働安全衛生法
- 33) 宅地造成等規制法
- 34) 高圧ガス保安法
- 35) 電気通信事業法
- 36) 電気用品保安法
- 37) 危険物取締法
- 38) 毒物及び劇物取締法

- 39) 熱供給事業法
- 40) 日本工業規格（J I S）
- 41) 電気学会電気規格調査会標準規格（J E C）
- 42) 日本電機工業会規格（J E M）
- 43) 日本電線工業会標準規格（J C S）
- 44) 日本水道協会規格（J W W A）
- 45) 空気調和・衛生工学会規格（S H A S E）
- 46) 日本塗料工業会規格（J P M A）
- 47) 日本照明工業会規格
- 48) 電気設備技術基準・内線規程
- 49) 電力会社工事規程
- 50) 電力会社電気供給規程・内線規程
- 51) 土木工事標準示方書
- 52) 日本建築規程及び鋼構造計算基準
- 53) コンクリート標準示方書
- 54) 国土交通大臣官房庁営繕部監修 公共建築工事各標準仕様書（建築・電気・機械）
- 55) 国土交通大臣官房庁営繕部監修 各工事監理指針（建築・電気・機械）
- 56) 国土交通大臣官房庁営繕部整備課監修 建築工事標準詳細図
- 57) 国土交通大臣官房長営繕部設備・環境課監修 建築設備計画基準
- 58) 国土交通大臣官房長営繕部設備・環境課監修 建築設備設計基準
- 59) 国土交通大臣官房長営繕部設備・環境課監修 公共建築設備工事標準図（電気・機械）
- 60) 国土交通大臣官房庁営繕部監修 工事写真の撮り方（建築編・建築設備編）
- 61) 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成 25 年 3 月）
- 62) 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説（平成 8 年）
- 63) 火力発電所の耐震設計規程（平成 21 年）
- 64) 建築設備耐震設計・施行指針（2014 年度版）
- 65) （一社）公共建築協会 各工事施工チェックシート（建築・電気・機械）
- 66) 建築基礎構造設計基準・同解説
- 67) 日本建築学会、土木学会、日本道路協会による指針・示方書など
- 68) クレーン等安全規則
- 69) クレーン構造規格
- 70) 資源の有効な利用の促進に関する法律
- 71) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- 72) 建設廃棄物処理ガイドライン
- 73) 石綿障害予防規則
- 74) 廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱

- 75) 廃棄物焼却施設解体作業マニュアル（厚生労働省労働基準局化学物質調査課編）
- 76) 建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル
- 77) 石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル
- 78) 石綿含有廃棄物等処理マニュアル
- 79) 建設・解体工事に伴うアスベスト廃棄物処理に関する技術指針
- 80) 非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針
- 81) 建築物の解体工事等から発生する地中に残った基礎杭に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の取扱いについて（14 廃対第 492 号平成 14 年 8 月 20 日）
- 82) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
- 83) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な収集及び運搬について（環廃産発 040729001 平成 16 年 7 月 29 日）
- 84) フロン排出抑制法
- 85) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法
- 86) その他関係する法令、条例、規則、規格、基準など

### **3 環境影響評価の遵守**

運営事業者は、本業務期間中、本事業に係わる環境影響評価を遵守すること。また、本市が実施する調査又は運営事業者が自ら行う調査により、環境に影響が見られた場合は、本市と協議の上、対策を講じること。

### **4 一般廃棄物処理実施計画の遵守**

運営事業者は、本業務期間中、本市が毎年度定める「一般廃棄物処理実施計画」を遵守すること。

### **5 官公署等の指導等**

運営事業者は、本業務期間中、官公署等の指導等に従うこと。なお、法改正等に伴い本施設の改造等が必要な場合の措置については、その費用の負担を含め別に定めることとする。

### **6 官公署等申請への協力**

運営事業者は、本市が行う運営・維持管理に係る官公署等への申請等に全面的に協力し、本市の指示により必要な書類・資料等を提出しなければならない。なお、運営事業者が行う運営・維持管理に係る申請に関しては、運営事業者の責任と負担により行うこと。

### **7 官公署等への報告等**

運営事業者は、官公署等から本施設の運営・維持管理に関する報告等を求められた場合、

速やかに対応すること。なお、報告にあたっては、同内容を本市に報告し、その指示に基づき対応すること。

## 8 本市への報告

- (1) 運営事業者は、本市が本施設の運営・維持管理に関する記録、資料等の提出を求めた場合、速やかに報告すること。
- (2) 定期的な報告は、「第8章 情報管理業務」に基づくものとし、緊急時・事故時等は、「第6章 防災等管理業務」に基づくこと。

## 9 本市の検査等

運営事業者は、本市が実施する運営・維持管理全般に対する検査等に全面的に協力すること。また、この検査等において、本市が本施設の運営・維持管理に関する記録、資料等の提出を求めた場合、速やかに報告すること。

また、運営事業者は本市が検査等を実施する場合、本施設の運転を調整する等の協力を実施すること。

## 10 労働安全衛生・作業環境管理

- (1) 運営事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業者の安全及び健康を確保するために、本業務に必要な管理者、組織等の安全衛生管理体制を整備すること。
- (2) 運営事業者は、整備した安全衛生管理体制について本市に報告すること。安全衛生管理体制には、ダイオキシン類のばく露防止上必要な管理者、組織等の体制を含めて報告すること。なお、体制を変更した場合は、速やかに本市に報告すること。
- (3) 運営事業者は、安全衛生管理体制に基づき、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること。
- (4) 運営事業者は、作業に必要な保護具、測定器等を整備し、従事者に使用させること。  
また、保護具、測定器等は定期的に点検し、安全な状態が保てるようにしておくこと。
- (5) 運営事業者は、「廃棄物ごみ焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」(以下「ダイオキシン類ばく露防止対策要綱」という。)(基発第401号の2、平成13年4月25日)に基づきダイオキシン類対策委員会(以下「委員会」という。)を設置し、委員会において「ダイオキシン類へのばく露防止推進計画」を策定し、遵守すること。  
なお、委員会には、廃棄物処理施設技術管理者等、本市が定める者の同席を要すること。
- (6) 運営事業者は、「ダイオキシン類ばく露防止対策要綱」に基づき、従事者のダイオキシン類ばく露防止対策措置を行うこと。
- (7) 運営事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、労働安全・衛生上、問題がある場合は、本市と協議の上、施設の改善を行うこと。
- (8) 運営事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業者に対して健康診断を実施



- し、その結果及び結果に対する対策について本市に報告すること。
- (9) 運営事業者は、従業者に対して、定期的に安全衛生教育を行うこと。
  - (10) 運営事業者は、安全確保に必要な訓練を定期的に行うこと。訓練の開催については、事前に本市に連絡し、本市の参加について協議すること。
  - (11) 運営事業者は、場内の整理整頓及び清潔の保持に努め、施設の作業環境を常に良好に保つこと。
  - (12) 運営事業者は、上記(1)～(11)に示す事項について、本施設における標準的な安全作業の手順（安全作業マニュアル）を定め、その励行に努め、作業行動の安全を図ること。
  - (13) 安全作業マニュアルは、施設の作業状況に応じて随時改善し、その周知徹底を図ること。
  - (14) 運営事業者は、(12)で作成した安全作業マニュアルに基づき、作業環境管理計画書の作成及び作業環境保全状況を記載した作業環境管理結果報告書を作成し、本市へ提出すること。
  - (15) 運営事業者は、(14)に示す書類の提出頻度・時期・詳細項目について本市と協議の上決定すること。
  - (16) 作業環境管理関連データは、法令等で定める年数又は本市との協議による年数保管すること。

## 1 1 急病等への対応

- (1) 運営事業者は、本施設の利用者等の急な病気・けが等に対応できるように、簡易な医薬品等を用意するとともに、急病人発生の対応マニュアルを整備すること。
- (2) 運営事業者は、整備した対応マニュアルを周知し、十分な対応が実施できる体制を整備すること。
- (3) 本施設に設置する AED の維持管理等を定期的に行うこと。

## 1 2 災害発生時の対応

運営事業者は、地震等の災害時には、千葉県震災廃棄物処理業務実施マニュアルに従い、本施設の運営・維持管理業務を行うものとし、一般廃棄物以外の災害廃棄物を受入れること。また、災害時に廃棄物の受け入れや処理業務が中断しないよう、あらかじめ廃棄物受け入れ可能量を把握するための計画等を記したごみ処理事業継続計画を作成すること。

## 1 3 保険

運営事業者は本施設の運営に際して、労働者災害補償保険、第三者への損害賠償保険、火災による損害を補償する保険等の必要な保険に加入すること。また、保険契約の内容及び保険証券の内容については、事前に本市の承諾を得ること。

なお、本市は、本施設の所有者として、本施設に係る建物及び据付機械を対象とした火

災保険として、建物総合損害共済（社団法人「全国市有物件災害共済会」）に加入する予定である。

#### **1 4 環境配慮活動への協力**

運営事業者は、運営・維持管理に際し、本市が行う環境配慮活動へ協力すること。

### **第4節 運営・維持管理業務条件**

#### **1 運営・維持管理**

本業務は、次に基づいて行うものとする。

- (1) 事業契約書
- (2) 要求水準書（設計・建設業務編）
- (3) 本要求水準書
- (4) 事業提案書
- (5) その他本市の指示するもの

#### **2 提案書の変更**

原則として提出された事業提案書は変更できないものとする。

ただし、本業務期間中に本要求水準書に適合しない箇所が判明した場合には、運営事業者の責任において本要求水準書に適合するよう改善しなければならない。

#### **3 要求水準書記載事項**

##### **(1) 記載事項の補足等**

本要求水準書で記載された事項は、基本的内容について定めるものであり、これを上回って運営・維持管理することを妨げるものではない。本要求水準書に明記されていない事項であっても、施設を運営・維持管理するために当然必要と思われるものについては、全て運営事業者の責任と負担において補足・完備させなければならない。

##### **(2) 参考図等の取扱い**

本要求水準書の図・表等で「(参考)」と記載されたものは、一例を示すものである。運営事業者は「(参考)」と記載されたものについて、施設を運営・維持管理をするために当然必要と思われるものについては、全て運営事業者の責任と負担において補足・完備させなければならない。

#### **4 契約金額の変更**

上記2、3の場合、契約金額の増額等の手続きは行わない。

## 5 本業務期間終了時

本市は、本施設を本施設供用開始後約 30 年間にわたって使用する予定であり、運営事業者は、本市が約 30 年間にわたって本施設を使用することを前提として本業務を行うこと。運営開始後 18 年目（平成 55 年度）の時点において、本市と運営事業者は、本業務期間終了後の平成 58 年度から平成 67 年度までの 10 年間の延長契約について、協議を開始するものとし、運営事業者は、本市との協議に応じるものとする。なお、協議にあたり、運営事業者は 10 年間の延長契約について、直近の長寿命化総合計画及び精密機能検査の結果を基に、運転計画・基幹整備内容・費用等について、本市に提出すること。延長契約に関する委託費は本業務の委託費に基づいて決定する。

また、運営事業者は、運営期間満了後 1 年間にわたり本件施設の要求水準書に示した機能及び性能を維持できることを説明する運転性能確認書を提出するものとする。

## 第2章 運営・維持管理体制

### 第1節 業務実施体制

- (1) 運営事業者は、本業務の実施にあたり、事務部門、運転部門及び補助作業部門等、適切な業務実施体制を整備すること。
- (2) 運営事業者は、運転管理業務、維持管理業務、測定管理業務、防災等管理業務、関連業務、情報管理業務等の各業務に適切な業務実施体制を整備すること。
- (3) 運営事業者は、整備した業務実施体制について本市に報告すること。なお、体制を変更する場合は、事前に本市に報告すること。

### 第2節 有資格者の配置

- (1) 運営事業者は、廃棄物処理施設技術管理者の資格を有し、廃棄物を対象としたエネルギー回収推進施設の現場総括責任者としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者として運営開始後2年間以上配置すること。
- (2) 運営事業者は、ボイラ・タービン主任技術者及び電気主任技術者を配置すること。
- (3) 運営事業者は、本業務を行うにあたりその他必要な有資格者を配置すること。なお、関係法令、所轄官庁の指導等を遵守する範囲内において、有資格者の兼任も認めるものとする。
- (4) 運営事業者は、試運転時に必要と認められる場合は、必要な有資格者を試運転時に配置すること。

### 第3節 試運転への配置

建設事業者が実施する引渡性能試験に運転要員を配置し、建設事業者の運転指導の下、運転を実施する。

表 2.1 維持管理・運営必要資格（参考）

資格の種類	主な業務内容
廃棄物処理施設技術管理者 （一般廃棄物焼却施設）	本施設の維持管理に関する技術上の業務及び維持管理の事務に従事する職員の監督
安全管理者	安全に係る技術的事項の管理（常時 50 人以上の労働者を使用する事業場）
衛生管理者	衛生に係る技術的事項の管理（常時 50 人以上の労働者を使用する事業場）
第 2 種酸素欠乏危険作業主任者	酸欠危険場所で作業する場合、作業員の酸素欠乏症を防止する
防火・防災管理者	施設の防火・防災に関する管理
統括管理者	自衛消防組織の統括管理
危険物保安監督者・危険物取扱者	危険物取扱作業に関する保安・監督
第 1 種圧力容器取扱作業主任者	第 1・2 種圧力容器の取扱作業
フォークリフト運転士	フォークリフトの運転
クレーンデリック運転士	クレーンデリックの運転
第 2 種電気主任技術者	電気工作物の工事維持及び運用に関する保安の監督
第 2 種ボイラ・タービン主任技術者	ボイラ・タービンの工事維持及び運用に関する保安の監督
ガス溶接作業主任者	アセチレン等を用いて行う金属の溶接、切断又は加熱の作業
特定化学物質等作業主任者	焼却灰の取扱い、焼却炉・集じん機等の保守・点検等業務
エネルギー管理員	エネルギーを消費する設備の維持管理、エネルギーの使用方法の改善・監視等の業務
その他、運営・維持管理業務のために必要な資格を有するもの	大型特殊免許 他

※業務内容については、関係法令を遵守すること。

※その他運営を行うにあたり必要な資格がある場合は、その有資格者を置くこと。

#### 第 4 節 連絡体制

運営事業者は、平常時及び緊急時の本市等への連絡体制を整備すること。なお、体制を変更する場合は、事前に本市に報告すること。

## 第3章 運転管理業務

### 第1節 本施設の運転管理

運営事業者は、本施設を適切に運転し、本施設の要求性能（「第1章 第2節 14 本施設の要求性能」参照）を発揮し、搬入される一般廃棄物及び災害廃棄物を、関係法令、公害防止基準等を遵守し適切に処理すると共に、経済的運転に努めた運転管理業務を行うこと。また、業務期間を通じて売電量が多くなるよう努めること。

### 第2節 運転管理マニュアルの作成

運営事業者は、運転管理マニュアルを作成し、本市の承諾を得るものとする。運営事業者は、運転管理マニュアルを必要に応じて改定すること。なお、改定にあたっては本市の承諾を得ること。

### 第3節 運転計画の作成

- (1) 運営事業者は、年度別の計画処理量に基づく本施設の保守管理、修繕等を考慮した年間運転計画を毎年度作成し、本市の承諾を得ること。なお、本施設の定期修繕は9月中の15日程度を想定している。
- (2) 運営事業者は、年間運転計画に基づき、月間運転計画を作成し、本市の承諾を得ること。
- (3) 運営事業者は、年間運転計画及び月間運転計画を必要に応じて変更すること。なお、変更にあたっては本市の承諾を得ること。
- (4) 運営事業者は、年間計画に基づいた発電量を毎年度提出すること。

### 第4節 運転管理記録の作成

- (1) 運営事業者は、ごみ搬入量、副生成物量、各設備機器の運転データ、電気・上水等の用役データを記録するとともに、分析値、保守管理、修繕等の内容を含んだ運転日報、月報、年報等を記載した、運転管理記録を作成し、本市へ提出すること。
- (2) 運転管理記録の詳細項目は、本市と協議の上決定すること。

### 第5節 受付・計量業務

#### 1 受付管理

- (1) 搬出入車両を計量棟において計量、記録、確認、管理を行うこと。
- (2) ごみの計量は、委託業者は1度計量（搬入時のみ）とし、許可業者、自己搬入者及び本市からの搬入は2度計量（自己搬入者については、搬出用計量機での計量時に料金徴収を行う。許可業者については、月締めの納入通知書により本市が料金徴収を行う。）とすること。

- (3) 委託業者に対して、搬入用計量機での計量時に伝票を発行すること。
- (4) 自己搬入者に対して、ごみの排出地域、性状、形状、内容について、正しくごみが分別されていることを確認すること。基準を満たしていないごみを確認した場合は、受け入れないものとし、併せてその旨を速やかに本市に報告すること。
- (5) 古紙の自己搬入者に対して、古紙回収庫への誘導、指示等を行うこと。

## 2 計量データの管理

処理対象物、溶融スラグ、飛灰処理物、鉄、アルミ、メタル、処理不適物などの計量データを記録し、日報・月報・年報を作成し、定期的に本市へ報告すること。

## 3 案内・指示

搬入車両に対し、本施設までのルートとごみの投入場所について、案内、指示と安全上の注意を行うこと。

## 4 ごみ処理手数料の徴収など

運営事業者は、持ち込みごみの受入に係る料金を、本市が定める方法で徴収すること。徴収した料金は、本市が指定した金融機関へ納入すること。

## 5 受付

処理対象物の受付時間は、原則として、年末年始を除く月曜日の 6:15～16:00、火曜日～土曜日の 8:15～16:00 である。但し、年末年始のうち 1 日は受け入れを実施する。運営事業者は、その間、処理対象物の受入及び受入量の計量を行うこと。電話対応等は、月曜日は 6:15～17:30、火曜日～金曜日は 8:15～17:30 までとする。なお、本市が事前に提示する場合は、上記に関わらず受入を行うこと。

## 第6節 搬入管理

- (1) 安全に搬入が行われるように、プラットホーム内及びその周辺において搬入車両を誘導、指示すること。必要に応じて誘導員を配置するなど、適切な誘導、指示を行うこと。
- (2) 処理対象物について、善良なる管理者の注意義務に従い、排出禁止物の混入防止に努めること。特に、段ボール箱などに入れられたものについては、その中身について確認すること。また、正しくごみが分別されていない場合には、指導を行うこと。
- (3) 受入れた粗大ごみ（布団等・畳・カーペット）は、破碎した後、ごみピットに投入すること。
- (4) 運営事業者は、展開による搬入物検査（パッカー車等の中身の検査）を月 2 回以上実施すること。実施にあたっては計画書を策定し、本市の承諾を得ること。また、運営事業者は本市が行う搬入物検査に協力すること。

- (5) 計量棟やプラットホームでの監視で確認された排出禁止物については、原則として持ち込んだ者に持ち帰らせること。排出禁止物等が残った場合の対応については、本市と協議し決定すること。
- (6) 排出禁止物は、原則としてごみピットに投入する前に、運営事業者が極力排除するよう努めること。排出禁止物のごみピットに混入した場合、運営事業者はそれらを自らの費用と責任のもと炉内に投入する前に除去して保管し、本市に引き渡すこと。

## **第7節 適正処理・適正運転**

- (1) 運営事業者は、関係法令、公害防止基準等を遵守し、搬入された廃棄物を適正に処理すること。
- (2) 運営事業者は、本施設の運転が、関係法令、公害防止基準等を満たしていることを自らが行う検査によって確認すること。
- (3) 光化学スモッグに関する警報等が発令された際には、本市が作成したばい煙減少計画届出書に沿って、適切な対応をとるとともに、報告資料を作成すること。
- (4) 本市は、大気発生源常時監視テレメータシステムにより排ガスの常時監視を行っていることから、排ガスデータの確認及び公害防止基準等を超えた時の原因調査と報告書作成を行うこと。また、大気発生源常時監視テレメータシステムの設置場所を確保すること。

## **第8節 運転管理体制**

- (1) 運営事業者は、本施設を適切に運転するために、運転管理体制を整備すること。
- (2) 運営事業者は、整備した運転管理体制について本市に報告すること。なお、体制を変更する場合は、事前に本市に報告すること。

## **第9節 用役の管理**

- (1) 運営事業者は、本施設を適切に運転するために、適切な用役管理を実施すること。
- (2) 災害時等において、本施設を稼働するために必要な燃料、用水及び薬剤等の供給が途絶えた場合に備えて、本施設を稼働するために必要な燃料、用水及び薬剤等を確保しておくこと。

## **第10節 副生成物の処理等**

### **1 溶融スラグ**

- (1) 溶融スラグを溶融スラグストックヤードに運搬し、ロット管理を行うこと。毎月 JIS (A5031 又は A5032) で示された安全性試験及び物理・化学性状試験等を行い、結果、適合した溶融スラグを購入業者等に引渡すこと。残りは千葉市新内陸最終処分場へ運搬すること。



(2) 本市は、溶融スラグの売却先を確保するとともに、残りの溶融スラグについては千葉市新内陸最終処分場の覆土材として再利用する。運営事業者は、本市が確保した売却先に本施設にて溶融スラグを立会いの上引き渡すものとする。残りについては最終処分場へ運搬すること。また、運営事業者は、溶融スラグの売却先の確保に向けて協力すること。平成 28 年度の溶融スラグの処理実績は以下のとおりである。

#### ■平成 28 年度溶融スラグの再利用実績

溶融スラグの売却量（市道等の工事によりアスファルト合材会社へ売却）	2,695 t
最終処分場への運搬量（最終処分場の覆土材として使用）	3,092 t

(3) 品質未達の溶融スラグについては、千葉市新内陸最終処分場で処分する。千葉市新内陸最終処分場への運搬業務に係る費用及び処分に係る費用は、運営事業者が負担するものとする。

(4) 運営事業者は、溶融スラグを引き渡す際に車両への積み込み及び計量等の作業を実施する。積み込み用の重機については、運営事業者が確保すること。

## 2 メタル

運営事業者は、発生したメタルをメタルピットに貯留し、本市が手配する再資源化業者に本施設にて立会いの上、引き渡す。なお、運営事業者はメタルを引き渡す際に、車両への積み込み、計量等の作業を実施する。

## 3 鉄・アルミ

運営事業者は、発生した鉄・アルミをバンカに貯留し、本市が手配する再資源化業者に立会いの上、引き渡す。なお、運営事業者は鉄、アルミを引き渡す際に、車両への積み込み、計量等の作業を実施する。

## 4 飛灰処理物

(1) 運営事業者は、飛灰処理物を千葉市新内陸最終処分場へ運搬する。なお、運営事業者は飛灰処理物を運搬する際に、車両への積み込み、計量等の作業を実施する。

(2) 運営事業者は、運搬業務において、以下の要件を満たす車両を調達すること。

ア 天蓋付ダンプ車 10t 車を基準

イ 荷台の深さ 95cm 以上

ウ 荷台からの汚水流出防止

エ 搬入及び搬出時に、計量台（7,500mm×3,000mm）で計量できること

(3) 飛灰処理物の運搬頻度、積込作業、計量等の詳細については本市と協議して決定する。

(4) 千葉市新内陸最終処分場の受入可能時間は、平日の 8:30 から 16:00 までの間である（12:00 から 13:00 を除く）。ただし、既存清掃工場との調整により、年末年始は 2 日程度、ゴールデンウィーク期間中は 1 日程度開場する場合がある。

## 5 処理不適物

- (1) 運営事業者は、処理不適物を千葉市新内陸最終処分場へ運搬する。なお、運営事業者は処理不適物を運搬する際に、車両への積み込み、計量等の作業を実施する。
- (2) 運営事業者は、運搬業務において、以下の要件を満たす車両を調達すること。
  - ア 天蓋付ダンプ車 10t 車を基準
  - イ 荷台の深さ 95cm 以上
  - ウ 荷台からの汚水流出防止
  - エ 搬入及び搬出時に、計量台（7,500mm×3,000mm）で計量できること
- (3) 処理不適物の運搬頻度、積込作業、計量等の詳細については本市と協議して決定する。
- (4) 千葉市新内陸最終処分場の受入可能時間は、平日の 8:30 から 16:00 までの間である（12:00 から 13:00 を除く）。ただし、既存清掃工場との調整により、年末年始は 2 日程度、ゴールデンウィーク期間中は 1 日程度開場する場合がある。

## 6 古紙

運営事業者は、持ち込まれた古紙を本市が設置する古紙回収庫（来場者玄関付近に 1 棟設置、幅約 3.6m×奥行き約 2.5m×高さ約 2.4m）に保管し、立会いの上、再資源化業者に引き渡す。

## 第4章 維持管理業務

### 第1節 本施設の維持管理業務

運営事業者は、本施設の要求性能（「第1章 第2節 1.4 本施設の要求性能」参照）を発揮し、搬入される一般廃棄物及び災害廃棄物を、関係法令、公害防止基準等を遵守し、適切な処理が行えるように、本施設の維持管理業務を行うこと。

### 第2節 維持管理マニュアルの作成

- (1) 運営事業者は、業務期間にわたり本施設の適切な維持管理を行っていくため、保守管理、修繕及び保全等の方法を示す維持管理について基準化した維持管理マニュアルを作成し、本市の承諾を得ること。
- (2) 運営事業者は、維持管理マニュアルを必要に応じて改定すること。なお、改定にあたっては本市の承諾を得ること。

### 第3節 保守管理

保守管理とは、本施設を適正に維持管理していくための法定点検、法定点検以外の保守点検、機器の調整及び日常的な小部品の取り換えなどの一切の管理を指す。

#### 1 保守管理計画書の作成

- (1) 保守管理計画書は、運営期間中の毎年度分を作成することとし、当該年度の前年度までに保守管理計画書を作成し、本市の承諾を得ること。
- (2) 保守管理計画書のうち、法定点検に関する計画は表 4.1 の内容（機器の項目、頻度等）を参考に作成すること。
- (3) 保守管理計画書は、運転の効率性や安全性、操炉を考慮し計画すること。
- (4) 未使用時の設備・機器については、使用時との環境が異なるものもあるため、特に留意した保守管理を実施すること。
- (5) 日常点検で異常が発生した場合や故障が発生した場合等は、運営事業者は臨時点検を実施すること。

表 4.1 法定点検、検査項目（参考）

設備名	法律名		備考
ボイラ	電気事業法	第42条 保安規定 第55条 定期安全管理審査	定期検査 2年に1回以上
タービン	電気事業法	第42条 保安規定 第55条 定期安全管理審査	定期検査 4年に1回以上
クレーン	労働安全衛生法 クレーン等安全規則 定期自主検査	第34条 荷重試験等 第35条 ブレーキ、ワイヤー ロープ等 第36条 作業開始前の点検 第40条 性能検査	1年に1回以上 1月に1回以上 作業開始前 2年に1回以上

設備名	法律名		備考
エレベータ	労働安全衛生法 クレーン等安全規則	第 154 条 定期自主検査 第 155 条 定期自主検査 第 159 条 性能検査	1 年に 1 回以上 1 月に 1 回以上 1 年未満又は 1 年～2 年以内に 1 回以上
	建築基準法	第 12 条	1 年に 1 回以上
第 1 種圧力容器	労働安全衛生法 ボイラ及び圧力容器 安全規則	第 67 条 定期自主検査 第 73 条 性能検査	1 月に 1 回以上 1 年に 1 回以上
第 2 種圧力容器	労働安全衛生法 ボイラ及び圧力容器 安全規則	第 88 条 定期自主検査	1 年に 1 回以上
小型ボイラ及び 小型圧力容器	労働安全衛生法 ボイラ及び圧力容器 安全規則	第 94 条 定期自主検査	1 年に 1 回以上
計量器	計量法	第 21 条定期検査	2 年に 1 回以上
貯水槽	水道法施行規則	第 56 条 検査	1 年に 1 回以上
地下タンク	消防法	第 14 条の 3	消防法の規定による
消防用設備	消防法 施行規則 第 31 条の 6 点検の内容及び方法		外観点検 3 月に 1 回以上 機能点検 6 月に 1 回以上 総合点検 1 年に 1 回以上
その他必要な項目	関係法令による		関係法令の規定による

## 2 保守管理の実施

運営事業者は、保守管理計画書に基づき、保守管理を実施すること。

## 3 保守管理実施結果の報告

- (1) 保守管理実施結果報告書を作成し、本市へ報告すること。
- (2) 運営事業者は、保守管理実施結果報告書の提出頻度・時期・詳細項目について本市と協議の上決定すること。
- (3) 保守管理実施結果報告書は適切に管理し、法令等で定められた年数又は本市との協議による年数保管すること。

## 第 4 節 修繕

修繕とは、プラントの劣化した部分若しくは機器又は低下した性能等を初期の性能水準又は実用上支障のない性能水準まで回復させる補修又は交換を行うこと及び運営時の使い勝手や効率性を考慮し点検、修理又は交換等を行うことを指す。なお、本施設正式引渡しから、3 年が経過する前までは建設事業者の負担とする。

### (1) 修繕計画書の作成

ア 運営事業者は、運営期間を通じた本施設の修繕計画書を作成し、本市の承諾を得ること。

イ 運営期間を通じた修繕計画書は、保守管理実施結果報告書に基づき毎年度更新し、本市の承諾を得ること。

- ウ 保守管理実施結果報告書に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の年間修繕計画書を当該年度の前年度までに作成し、本市の承諾を得ること。
- エ 修繕実施に際して、修繕実施前までに詳細な修繕実施計画書を作成し、本市の承諾を得ること。
- オ 運営事業者は、ア～エに示す書類の提出頻度・時期・詳細項目について本市と協議の上決定すること。

## (2) 修繕の実施

運営事業者は、修繕実施計画書に基づき、本施設の性能水準を維持するために修繕を行うこと。

## (3) 修繕実施の報告

- ア 運営事業者は、修繕が完了した時は、必要に応じて試運転及び性能試験を行い、その結果も含めて、修繕実施結果報告書を作成し、本市へ報告すること。
- イ 運営事業者は、各年度の年間修繕実施結果報告書を作成し、本市へ報告すること。
- ウ 運営事業者は、ア～イに示す書類の提出頻度・時期・詳細項目について本市と協議の上決定すること。
- エ 修繕実施結果報告書及び年間修繕実施結果報告書は適切に管理し、法令等で定められた年数又は本市との協議による年数保管すること。

# 第5節 保全

## 1 保全

保全とは、建築物等の劣化した部分若しくは機器又は低下した性能等を初期の性能水準又は実用上支障のない性能水準まで回復させる補修又は交換を行うこと及び運営時の使い勝手や効率性を考慮し点検、修理又は交換等を行うことを指す。

### (1) 保全計画書の作成

- ア 運営事業者は、運営期間を通じた本施設の保全計画書を作成し、本市の承諾を得ること。
- イ 運営期間を通じた保全計画書は、保守管理実施結果報告書に基づき毎年度更新し、本市の承諾を得ること。
- ウ 保守管理実施結果報告書に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の年間保全計画書を当該年度の前年度までに作成し、本市の承諾を得ること。
- エ 保全実施に際して、保全実施前までに詳細な保全実施計画書を作成し、本市の承諾を得ること。
- オ 運営事業者は、ア～エに示す書類の提出頻度・時期・詳細項目について本市と協議の上決定すること。

## (2) 保全の実施

運営事業者は、保全実施計画書に基づき、外構を含む建築物等の保全、さらには照明・採光設備、給排水設備、空調設備及び換気設備等の建築設備、構内案内板、構内白線引き等の点検を定期的に行い、建築物等の性能水準を維持するために適切な保全を行うこと。特に見学者等第三者が立ち入る場所については、適切な保全を行うこと。

## (3) 保全実施の報告

ア 運営事業者は、保全が完了した時は、保全実施結果報告書を作成し、本市へ報告すること。

イ 運営事業者は、各年度の保全実施結果報告書を作成し、本市へ報告すること。

ウ 運営事業者は、ア及びイに示す書類の提出頻度・時期・詳細項目について本市と協議の上決定すること。

エ 保全実施結果報告書及び年間保全実施結果報告書は適切に管理し、法令等で定められた年数又は本市との協議による年数保管すること。

## 第6節 清掃

(1) 運営事業者は、運営期間を通じ本施設を常に清掃し、清潔に保つこと。特に見学者等第三者の立ち入る場所は、常に清潔な環境を維持すること。

(2) 運営事業者は、清掃計画書を作成し、本市の承諾を得ること。清掃計画書に基づき清掃を実施すること。また、清掃実施結果報告書を本市へ報告すること。

(3) 運営事業者は、(2)に示す書類の提出頻度・時期・詳細項目について本市と協議の上決定すること。

## 第7節 精密機能検査

(1) 運営事業者は、3年に1回以上の頻度で、精密機能検査を実施すること。

(2) 精密機能検査の結果を踏まえ、本施設の要求性能（「第1章 第2節 1.4 本施設の要求性能」参照）を維持するために必要となる各種計画の見直しを行うこと。

## 第8節 長寿命化総合計画の作成及び実施

(1) 運営事業者は、運営期間の開始前に長寿命化総合計画（※）を作成し、本市の承諾を得ること。

※：環境省「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き（最新版）」に準じた内容とすること。

(2) 本業務期間を通じた長寿命化総合計画は、点検・検査、補修、精密機能検査、機器更新等の履歴に基づき毎年度更新し、その都度、本市の承諾を得ること。

- (3) 運営事業者は、長寿命化総合計画に基づき、本施設の要求性能（「第1章 第2節 1  
4 本施設の要求性能」参照）を維持するために、維持管理を行うこと。

## 第5章 測定管理業務

### 第1節 本施設の測定管理業務

運営事業者は、本施設の要求性能（「第1章 第2節 14 本施設の要求性能」参照）を発揮し、関係法令、公害防止条件等を遵守した適切な測定管理業務を行うこと。

運営事業者は、環境影響評価書にて定める事業実施区域及びその周辺地域の環境保全を図ること。

### 第2節 測定管理マニュアルの作成

- (1) 運営事業者は、表 5.1 及び表 5.2 に示した測定項目及び測定頻度を遵守するように測定管理マニュアルを作成し、本市の承諾を得ること。なお、作成にあたっては表 5.1 及び表 5.2 の項目及び頻度と同等以上とすること。
- (2) 法令改正等により測定項目の変更する必要がある場合は、別途協議するものとする。
- (3) 運営事業者は、測定管理マニュアルを必要に応じて改定すること。なお、改定にあたっては本市の承諾を得ること。

### 第3節 測定管理の実施

- (1) 運営事業者は測定管理マニュアルに基づき測定管理を行うこと。
- (2) 運営事業者は測定管理結果を測定管理結果報告書としてまとめ、本市へ報告すること。
- (3) 運営事業者は、測定管理結果報告書の提出頻度・時期・詳細項目について本市と協議の上決定すること。
- (4) 測定管理結果報告書は、法令等で定める年数又は本市との協議による年数保管すること。

表 5.1 業務期間中の測定項目

区 分	測定項目	測定最低頻度
ごみ質	測定項目の詳細は表 5.2 参照	1回/月
燃焼室温度	炉出口温度	常時
排ガス	ばいじん	6回/年
	硫黄酸化物	6回/年
	塩化水素	6回/年
	窒素酸化物	6回/年
	ダイオキシン類濃度	2回/年
	水銀	3回/年
	一酸化炭素	6回/年



排水	カドミウム及びその化合物、シアン化合物、有機リン化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、アルキル水銀化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、1, 4-ジオキサン、フェノール類、銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物（溶解性）、マンガン及びその化合物（溶解性）、クロム及びその化合物、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質、ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類）、ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類）、窒素含有量、りん含有量、温度、沃素消費量	下水道法及び千葉市下水道条例による
	ダイオキシン類濃度	2回/年
騒音	敷地境界線騒音レベル（デジベル）	1回/年
振動	敷地境界線振動レベル（デシベル）	1回/年
悪臭	臭気指数（敷地境界線、気体排出口、排水）	1回/年
溶融スラグ	ダイオキシン類濃度	2回/年
	安全性試験及び物理・化学性状試験等（JIS A5031 又は A 5032 による試験）	ロット管理
飛灰 処理物	カドミウム	1回/月
	鉛	1回/月
	六価クロム	1回/月
	ひ素	1回/月
	水銀	1回/月
	セレン	1回/月
	アルキル水銀	1回/月
	1, 4-ジオキサン	1回/月
	ダイオキシン類濃度	2回/年
作業環境基準	ダイオキシン類濃度	2回/年
敷地土壌	ダイオキシン類濃度	1回/年

表 5.2 運営・維持管理に係る測定項目（ごみ質に係る測定項目及び頻度）

測定項目		単位	頻度	
天候		—	1回/月	
気温		℃		
比重（見掛比重）		kg/L		
三成分	全水分（湿ベース）	wt%		
	全灰分（湿ベース）	wt%		
	全可燃分（湿ベース）	wt%		
可 燃 分 中 の 元 素 分 析	測定値 （乾ベース）	炭素		wt%
		水素		wt%
		窒素		wt%
		硫黄		wt%
		塩素	wt%	

		酸素	wt%
	生ごみ 換算値 (湿ベース)	炭素	wt%
		水素	wt%
		窒素	wt%
		硫黄	wt%
		塩素	wt%
		酸素	wt%
灰分の性状		プラスチック (高分子) (湿ベース)	wt%
		可燃分 (プラスチック除) (湿ベース)	wt%
		不燃分 (金属・ガラス) (湿ベース)	wt%
発熱量		低位発熱量 (湿ベース実測値)	kJ/kg
		低位発熱量 (環整 95 号の計算による)	kJ/kg
		高位発熱量 (湿ベース実測値)	kJ/kg
		総発熱量 (乾ベース実測値)	kJ/kg
物理組成	乾ベース	紙類	wt%
		厨芥類	wt%
		布類	wt%
		草木類	wt%
		プラスチック類	wt%
		ゴム・皮革類	wt%
		その他類	wt%
		金属類	wt%
		ガラス類	wt%
		セトモノ・砂・石類	wt%
	湿ベース	紙類	wt%
		厨芥類	wt%
		布類	wt%
		草木類	wt%
		プラスチック類	wt%
		ゴム・皮革類	wt%
		その他類	wt%
		金属類	wt%
		ガラス類	wt%
		セトモノ・砂・石類	wt%
	水分量 (湿ベース)	紙類	wt%
		厨芥類	wt%
		布類	wt%
		草木類	wt%
		プラスチック類	wt%
		ゴム・皮革類	wt%
		その他類	wt%
		金属類	wt%
		ガラス類	wt%
		セトモノ・砂・石類	wt%

#### 第4節 排ガスが公害防止基準を超過した場合の対応

運営事業者は、排ガスの測定結果が表 5.3 に示す公害防止基準を1項目でも超過した場合、速やかに本施設の運転を停止したうえで、以下の(1)～(8)の手順により本施設の運転再開を行うものとする。ただし、公害防止基準を超過した理由が測定機器の誤作動等、その原因・改善策が自明である場合には、この限りではない。

- (1) 停止に至った原因と責任の究明
- (2) 追加測定結果等を踏まえた復旧計画の提案（本市による確認）
- (3) 復旧作業への着手
- (4) 復旧作業の完了確認（本市による確認）
- (5) 復旧のための試運転の開始
- (6) 通常運転の再開
- (7) 運転データの確認
- (8) 本施設の運転再開

なお、本市による復旧計画の確認、復旧作業の完了の確認等に関し、本市は専門的な知見を有する有識者等に助言を求めることができるものとする。

表 5.3 排ガスの公害防止基準

区分	物質	公害防止基準	
		基準値	判定方法
連続測定項目	ばいじん [g/Nm <sup>3</sup> ]	0.01	1時間値平均値が左記の基準値を超過した場合
	塩化水素 [ppm]	10	
	硫黄酸化物 [ppm]	10	
	窒素酸化物 [ppm]	30	
バッチ測定項目	ダイオキシン類 [ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> ]	0.1	定期バッチ測定データが左記の基準値を超過した場合
	水銀 [μg/Nm <sup>3</sup> 以下]	30	

※煙突出口、乾きガス：O<sub>2</sub> 12%換算値

## 第6章 防災等管理業務

### 第1節 本施設の防災等管理業務

運営事業者は、本施設の要求性能（「第1章 第2節 14 本施設の要求性能」参照）を発揮し、関係法令、公害防止基準等を遵守した適切な防災等管理業務を行うこと。また、「千葉県地域防災計画」との関係を図るなど協力を行うこと。

### 第2節 防火・防災マニュアル（緊急時対応マニュアル）の作成

運営事業者は、廃棄物処理施設事故対応マニュアル作成指針（環境省廃棄物・リサイクル部）に準じて、事故対応の責任体制、事故発生時の対応、事故後の対応及び教育・訓練等について定めた防火・防災マニュアル（緊急時対応マニュアル）を作成し、本市の承諾を得ること。

運営事業者は、防火・防災マニュアル（緊急時対応マニュアル）を必要に応じて改定すること。なお、改定にあたっては本市の承諾を得ること。

### 第3節 防火・防災管理体制の整備

運営事業者は、「消防法」（昭和23年法律第186号）等関係法令に基づき、本施設の防火・防災上必要な管理者、組織等の防火・防災管理体制を整備すること。

運営事業者は、整備した防火・防災管理体制について本市に報告すること。なお、体制を変更した場合は、速やかに本市に報告すること。

運営事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、防火・防災管理上、問題がある場合は、本市と協議の上、本施設の改善を行うこと。

### 第4節 防火・防災訓練の実施

運営事業者は、緊急時に防火・防災管理及び連絡体制が適切に機能するように、防火・防災訓練計画を作成し、定期的に防火・防災訓練等を行うこと。

### 第5節 二次災害の防止

運営事業者は、災害、機器の故障、停電等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び対象施設へ与える影響を最小限に抑えるように施設を安全に停止させ、二次災害の防止に努めること。

### 第6節 事故報告書の作成

運営事業者は、事故が発生した場合は、防火・防災マニュアル（緊急時対応マニュアル）に従い、直ちに事故の発生状況、事故時の運転管理記録等を本市に報告すること。報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、本市に提出すること。

## 第7章 関連業務

### 第1節 関連業務

運営事業者は、本要求水準書、関係法令等を遵守し、適切な関連業務を行うこと。

本事業における関連業務とは、植栽管理、施設警備・防犯、見学者対応、周辺住民対応及び余熱利用をいう。

### 第2節 関連業務実施マニュアルの作成

- (1) 運営事業者は、第4節～第8節に示す関連業務の実施方法を示した関連業務実施マニュアルを作成し、本市の承諾を得ること。
- (2) 運営事業者は、関連業務マニュアルを必要に応じて改定すること。なお、改定にあたっては本市の承諾を得ること。

### 第3節 関連業務の実施

- (1) 運営事業者は関連業務マニュアルに基づき業務を実施すること。
- (2) 運営事業者は、関連業務計画書及び関連業務の実施内容を記載した関連業務結果報告書を作成し、本市へ提出すること。
- (3) 運営事業者は、(2)に示す書類の提出頻度・時期・詳細項目について本市と協議の上決定すること。
- (4) 関連業務結果報告書は、法令等で定める年数又は本市との協議による年数保管すること。

### 第4節 植栽管理

運営事業者は、本施設の緑地、植栽等を常に良好に保ち、適切に維持管理すること。

### 第5節 施設警備・防犯

- (1) 運営事業者は、場内の施設警備・防犯体制を整備すること。
- (2) 運営事業者は、整備した施設警備・防犯体制について本市に報告すること。なお、体制を変更した場合は、速やかに本市に報告すること。
- (3) 運営事業者は、場内警備を実施し、第三者の安全を確保すること。

### 第6節 見学者対応

- (1) 見学者の受付及び説明は、原則として運営事業者にて行うこととし、施設の稼働状況及び環境保全状況の説明等を行うこと。なお、行政視察への対応は本市が行う。
- (2) 場内の動線については、決められた動線を遵守し、見学者の安全性に十分に配慮すること。
- (3) 見学者説明要領書を作成し、本市の承諾を得ること。
- (4) 見学者説明用パンフレットの内容更新、追加印刷等を実施すること。詳細につ

いては本市と協議し、決定すること。

- (5) 運営事業者は、本施設の見学者の安全が確保される体制を整備すること。
- (6) 参考に本市清掃工場における見学者受入人数の実績を表 7.1 に示す。

表 7.1 見学者受入人数実績

施設名	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
新港清掃工場	6,028	6,016	6,538

## 第 7 節 周辺住民対応

- (1) 運営事業者は、常に適切な運営・維持管理を行うことにより、周辺の住民の信頼と理解、協力を得ること。
- (2) 本市が住民等と結ぶ協定等を十分理解し、これを遵守すること。
- (3) 運営事業者は、本施設の運営・維持管理に関して、住民等から意見等があった場合、速やかに本市に報告し、本市と協議の上対応すること。

## 第 8 節 余熱利用

- (1) 運営事業者は、焼却による熱エネルギーを利用した発電を行い、本施設内での利用、若葉いきいきプラザ及び北谷津温水プールへの供給を行う。これらの場外施設への電力・熱供給計画は、表 7.2 に示すとおりである。

表 7.2 場外施設への電力・熱供給計画

施設名称	電力供給	熱供給
若葉いきいきプラザ	108kW	70℃温水 最大 9m <sup>3</sup> /h
北谷津温水プール	360kW	0.3MPa 蒸気 最大 2.4t/h

- (2) 若葉いきいきプラザ及び北谷津温水プールとの電力及び熱供給に係る連絡は運営事業者が行うこと。
- (3) 若葉いきいきプラザ及び北谷津温水プールへの配電線についても、維持管理（受電設備の一次端子まで）を行うこと。
- (4) 本施設の定期修繕時等により、発電できない場合においても若葉いきいきプラザ及び北谷津温水プールへ電力供給を行うこと。電力供給に係る電気料金の負担については運営事業者の負担とする。なお、全停電時の点検に関わる 2 日間は除く。

## 第8章 情報管理業務

### 第1節 本施設の情報管理業務

運営事業者は、本要求水準書、関係法令等を遵守し、適切な情報管理業務を行うこと。また、管理する情報は、その目的以外にしないものとし、情報の漏洩を防止する措置を講ずること。

### 第2節 施設情報管理

- (1) 運営事業者は、本業務に関する各種マニュアル、図面等を業務期間にわたり適切に管理すること。
- (2) 運営事業者は、修繕及び保全等により、本業務の対象施設に変更が生じた場合、各種マニュアル、図面等を速やかに変更すること。
- (3) 運営事業者は、本施設に関する各種マニュアル、図面等の管理方法について検討し、本市へ報告すること。
- (4) 運営事業者は、本市等が発信するホームページ等に掲載する資料について提出を求められた場合、速やかに対応すること。

### 第3節 業務完了報告

- (1) 運営事業者は、第2章から第8章の履行結果をとりまとめた月間業務完了報告書を作成し、本市へ提出すること。
- (2) 月間業務完了報告書は、毎月提出することとする。
- (3) 月間業務完了報告書の詳細項目は、本市と協議の上決定すること。

### 第4節 その他管理記録報告

- (1) 運営事業者は、年に2回、財務諸表を本市に提出すること。
- (2) 運営事業者は、本施設の管理記録すべき項目、又は運営事業者が自主的に管理記録する項目を考慮し、管理記録報告を作成すること。
- (3) 運営事業者は、報告書の提出頻度・時期・詳細項目について本市と協議の上決定すること。
- (4) 管理記録報告については、法令等で定める年数又は本市との協議による年数保管すること。